

国立大学法人富山大学理学部同窓会会則

昭和54年11月 7日制定

昭和57年11月13日制定

昭和63年 8月13日制定

平成 2年10月27日制定

平成 3年10月26日制定

平成10年 8月 8日制定

平成17年 8月 7日制定

平成18年 8月12日制定

平成19年 8月11日制定

平成20年 8月 9日制定

平成21年 7月11日制定

平成25年 7月13日制定

平成29年 7月22日制定

令和 元年 7月27日制定

令和 2年 8月 1日制定

(趣旨)

第1条 本会は、国立大学法人富山大学理学部同窓会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を篤くし、併せて国立大学法人富山大学理学部との連絡を密にし、その発展と社会への貢献に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達するために次の事業を行なう。

(1) 国立大学法人富山大学理学部との連携・協力

(2) 交流会・講演会等の開催

(3) 会員相互の親睦を篤くする事業活動

(4) 会員名簿の整備，発行

(5) 全学同窓会連合会事業活動

(6) その他本会の目的を達成するための事業

(会員・組織)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

(1) 通常会員 富山大学文理学部理学科卒業者，同理学専攻科修了者，

富山大学理学部卒業者，同大学院理学研究科修了者，同大学院理工学研究科修了者，

国立大学法人富山大学理学部卒業者，同大学院理工学研究科修了者および同大学院理

工学教育部（理学）修了者

- (2) 準会員 国立大学法人富山大学理学部，同大学院理工学研究科，および同大学院理工学教育部（理学）に在学する者ならびに国立大学法人富山大学学術研究部理学系教員（ただし，通常会員を除く）
- (3) 特別会員 国立大学法人富山大学学術研究部理学系旧教員，同大学院理工学研究部（理学）旧教員，同理学部旧教員，富山大学理学部旧教官および文理学部旧教官で理事会が推薦した者

なお，国立大学法人富山大学理学部，富山大学理学部および文理学部縁故者で特に理事会の承認を得た者を特別会員とすることができる。

- (4) 名誉会員 本会に特に功労があつて理事会の推薦によって会長が決定した者

2 次の者は会員の資格を失う。

- (1) 物故者
- (2) 退学者
- (3) 本会の名誉を著しく傷つけ，総会において除名された者
(事務所)

第5条 本会の事務所は，「〒930-8555 富山市五福 3190」を住所とする国立大学法人富山大学理学部内に置く。

(支部)

第6条 本会は，会員の多数存在する場所に支部を置くことができる。

2 前項の支部を設置しようとするときは，その責任者を定めて支部規定，支部会員の名簿とともに，本部に報告するものとする。

(役員)

第7条 本会に，次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1名（学部長）
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 3名（通常会員から2名と準会員から1名）
- (4) 幹事長 1名
- (5) 常任理事 若干名
- (6) 学内理事 学術研究部理学系教員各学科1名
- (7) 理事 若干名（学科担当理事，年代別担当理事，各支部理事，各学年理事のいずれかに属する）
- (8) 監査委員 2名
- (9) 最高顧問 必要数
- (10) 顧問 必要数

(役員の仕事)

第8条 会長は，本会を代表し，本会の事業を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- 3 幹事長は、本会の会務執行を総括し、事業を執行する。
- 4 常任理事は、本会の会務を分担し、事業を執行する。
- 5 学内理事は、本会と各学科の連携を図り、理事会に出席し会務を審議するとともに、活動委員会に所属して会務を分担し、事業の執行を補助・支援する。
- 6 理事は、理事会に出席し会務を審議し、事業の執行を支援する。また、活動委員会に所属して会務を分担し、事業の執行を補助することができる。
- 7 監査委員は、会計を監査する。
- 8 最高顧問および顧問は、総会および理事会に出席して、会務について助言をすることができる。
- 9 名誉会長は、会務に関する重要事項について助言することができる。また、本会の運営などに協力し、会長の諮問に応ずる。

(役員を選出)

第9条 会長、副会長および幹事長は、理事会において会員中より推薦する。

- 2 常任理事は、理事会において互選する。
- 3 学内理事は、学術研究部理学系教員から名誉会長が推薦する。
- 4 理事のうち学科担当理事、年代別担当理事は、理事会において互選する。
- 5 理事のうち各支部理事は、各支部会員から2名を推薦する。
- 6 理事のうち各学年理事は、学年毎に各学科から1名を卒業時に推薦する。
- 7 監査委員は、総会において互選する。
- 8 新たに役員に選出された者は、総会において承認を受けるものとする。

(役員の任期)

第10条 会長、副会長、幹事長、常任理事、学内理事、理事および監査委員の任期は2年とし再任を妨げない。

- 2 役員の交代は、前任者の残任期間とする。

(名誉会長)

第11条 本会の名誉会長は、国立大学法人富山大学理学部長がこれに当たる。

(最高顧問・顧問)

第12条 本会に、最高顧問、顧問を必要数置くことができる。最高顧問は本会の特別会員で学長経験者とし、顧問は本会の会長および副会長経験者とする。

(総会・理事会・活動委員会・運営委員会)

第13条 総会は、毎年1回以上開催する。

- 2 理事会は、必要の都度、会長がこれを招集し、開催する。
- 3 総会および理事会の議決は、出席会員の過半数の同意によって決し、可否同数の場合は議長が決する。
- 4 総会は、インターネット上において開催されるものも有効とする。

- 5 理事会に以下の活動委員会を置き、会務の執行を分担する。
- (1) 総務委員会（名簿の管理、財務の管理、会議、就職支援、管理運営、他会務全般）
 - (2) 事業委員会（工場見学、講演会、ホームカミングデイ、等事業実施）
 - (3) 広報委員会（会報の編集・発行、ホームページの管理、ブログの管理）
 - (4) 組織強化委員会（総会、年代別同窓会、地域別同窓会＝支部活動支援）
 - (5) 研究教育委員会（研究教育活動支援、理学祭、セミナー、研修会、等支援）
- 6 活動委員会に委員長を置き、常任理事をもって当てる。
- 7 活動委員会の運営を円滑にするため運営委員会を置く。
- 8 運営委員会は、幹事長、各委員長、常任理事および学内理事をもって組織し、次の事項を審議する。
- (1) 各活動委員会の運営に関する事項
 - (2) その他、活動委員会および同窓会活動に関する必要事項
- 9 運営委員会は幹事長が招集し、議長となる。
- 10 運営委員会の議決は、出席委員の過半数の同意によって決し、可否同数の場合は議長が決する。
- 11 運営委員会において決定した事項は理事会に報告するものとする。
- 12 活動委員会および運営委員会の改廃は理事会の議を経て、会長がこれを行う。

（会員情報）

第14条 通常会員は、氏名、現住所、職業および勤務先などに異動があった場合は、その都度本部に通知するものとする。

- 2 会員は、氏名以外の会員固有の情報を同窓会名簿に記載しない権利を行使できるものとする。

（会費）

第15条 会員は、入会費、寄付金、年会費、特別会費をもって充てる。

- 2 入会費は2万円を、入学時に納入するものとする。ただし、既納の入会費は、返納しない。
- 3 寄付金は、随時これを受け付けるものとする。
- 4 卒業または大学院修了後の通常会員から年会費を集金することができるものとする。
- 5 年会費の額と集金方法は、総会の承認を経て別途制定するものとする。
- 6 特別な行事を行う場合は、総会の承認を経て、臨時に特別会費を集金することができるものとする。

（会計年度）

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（予算、決算）

第17条 予算および決算は、理事会および総会の承認を経なければならない。

（報告の義務）

第 18 条 本会の事業結果，収支決算および会計監査結果は，総会において報告するものとする。

(事務)

第 19 条 本会の事務を処理するため専任の事務員を置き，会長がこれを委嘱し，手当を支給する。

2 会員への案内，連絡，意見収集等にはホームページおよび電子メールを使用することができる。

(会則の改正)

第 20 条 本会の会則を改正しようとするときは，理事会の審議を経て，総会において決定するものとする。

附則 この会則は，昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この会則は，昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この会則は，平成 元年 4 月 1 日から施行する。

附則 この会則は，平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この会則は，平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この会則は，平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この会則は，平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則 1 この会則は，平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 15 条第 1 項の規定にかかわらず，大学院理工学研究部（理学）教員の準会員としての入会金は，平成 18 年 4 月 1 日現在の在職者に限り，1 万円の入会金を納入するものとする。

附則 1 この会則は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 会長は，平田 卓郎（立山町）とする。

附則 1 この会則は，平成 20 年 8 月 9 日から施行する。

2 会長は，北野 芳則（黒部市）とする。

附則 この会則は，平成 21 年 7 月 11 日から施行する。

附則 1 この会則は，平成 25 年 7 月 13 日から施行する。

2 会長は，川田 邦夫（富山市）とする。

附則 1 この会則は，平成 29 年 7 月 22 日から施行する。

2 会長は，高井 正三（氷見市）とする。

附則 この会則は，令和元年 7 月 27 日から施行する。

附則 この会則は，令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

国立大学法人富山大学理学部同窓会富山支部規定

平成 21 年 7 月 11 日制定

平成 25 年 7 月 13 日改正

平成 26 年 7 月 26 日改正

(趣旨)

第 1 条 国立大学法人富山大学理学部同窓会会則第 6 条に基づき、同窓会富山支部を置く。

(目的)

第 2 条 本支部は、支部会員相互の親睦を深めることを目的とする。

(事業)

第 3 条 本支部は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 富山大学理学部および理学部同窓会との連携・協力
- (2) 本支部会員相互の親睦
- (3) その他本支部の目的に適う事業

(組織)

第 4 条 本支部は、理学部同窓会通常会員、特別会員および名誉会員のうち、富山県に住
所を置く者で構成する。

(事務所)

第 5 条 本支部の事務所は、「〒930-8555 富山市五福 3190」を住所とする富山大学理学
部内に置く。

(役員の職務と任期)

第 6 条 本支部に、次の役員を置く。

- (1) 支部長 1 名
- (2) 副支部長 2 名
- (3) 支部幹事長 1 名
- (4) 支部幹事 若干名
- (5) 支部監査 2 名
- (6) 支部顧問 若干名

第 7 条 支部長は、本支部を代表し、本支部の事業を総括する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事あるときはこれを代行する。

3 支部幹事長は、本支部の会務を総括し、事業を執行する。

4 支部幹事は、支部幹事会に出席し、会務を審議し、事業の執行を支援する。

5 支部監査は、支部会計を監査する。

6 支部顧問は、支部活動に功労のあった支部役員のうちから、幹事会の承認を得て委嘱
する。

第8条 役員の任期は2年とする。

2 役員の交代は、前任者の残任期間とする。

(支部総会、支部幹事会)

第9条 支部総会は、毎年1回以上開く。

2 支部幹事会は、必要に応じ、支部長が召集する。

(会費)

第10条 支部会費は以下のものをもってあてる。

(1) 行事毎に徴収する参加費

(2) 会員からの寄付金

(3) 同窓会支部事業費

(4) その他の雑収入

(会計年度)

第11条 本支部の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(事業報告、予算および決算)

第12条 予算および決算は、支部幹事会および支部総会の承認を経なければならない。

2 本支部の事業、収支決算および会計監査の各結果は、支部総会に報告するものとする。

(支部規定の改正)

第13条 支部規定の改正は、支部幹事会の審議を経て、支部総会で決定する。

附則 この規定は、平成21年7月11日から施行する。

附則 この規定は、平成25年7月13日から施行する。

附則 この規定は、平成26年7月26日から施行する。

富山大学理学部同窓会関東支部設立趣意書

富山大学理学部同窓会は、昭和 28 年（1953 年）3 月に第 1 回文理学部同窓会が設立されて以後、平成 22 年（2010 年）で第 58 回目の卒業生を送り出しております。人数は 10,000 人強に達し、このうち富山県内在住者は 1/3、県外在住者は 2/3 です。関東地区（東京、神奈川、埼玉、千葉、茨城、群馬、山梨）在住者は約 750 名に達します。

昨年来、新同窓会長のもと、同窓会の活性化の必要性が強調され、7 月には富山支部が設立され、関東支部の設立も期待されております。昨年 5 月以降、一部の人たちが集まって支部のあり方について検討してきました。

21 世紀に入って 10 年が経ち、花形産業であった自動車から地球温暖化対策等により、再生可能エネルギーへ産業の主役が徐々に交代していくのではないかと。高品質、量産技術の先進国との意識に慢心してはいけません。

原子とか分子の中身を考えることの得意な理学部出身者の活躍の時代かと思えます。

関東地区在住の皆さんは、非常に多種多様の業務で活躍されています。同じ理学部の同窓生同士が世代を越えて交流親睦を深め、富山大学の発展に寄与し、理学部 OB,OG としての誇りを持てるよう活躍することを目的として、関東支部を設立するものであります。

なお、富山支部との連携、支部活動のあり方等については、各行事を実行する中で修正しながら進展させたいと考えます。

平成 22 年 5 月 30 日

関東支部設立世話人 下田 弘

国立大学法人富山大学理学部同窓会関東支部会則

（趣旨）

第 1 条 国立大学法人富山大学理学部同窓会会則第 6 条に基づき、同会関東支部を置く。

（目的）

第 2 条 本支部は、支部会員相互の親睦を深めることを目的とする。

（事業）

第 3 条 本支部は前条の目的を達成する為に、次の事業を行う。

- （1）富山大学理学部及び理学部同窓会との連携・協力
- （2）本支部会員相互の親睦

(3) その他本支部の目的に適う事業

(組織)

第4条 本支部は、理学部同窓会通常会員、特別会員、及び名誉会員の内、関東地区に住所を置く者で構成する。

(事務所)

第5条 本支部の事務所は、支部長の自宅あるいは支部長の指定する場所に置く。

(役員の職務と任期)

第6条 本支部に、次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 1名
- (3) 支部幹事長 1名
- (4) 支部幹事 若干名
- (5) 支部監査 1名

第7条 支部長は、本支部を代表し、本支部の事業を総括する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事あるときはこれを代行する。

3 支部幹事長は、本支部の会務を総括し、事業を執行する。

4 支部幹事は、支部幹事会に出席し、会務を審議し、事業の執行を支援する。

5 支部監査は、支部会計を監査する。

第8条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 役員の交代は、前任者の残任期間とする。

(支部総会、支部幹事会)

第9条 支部総会は、毎年1回以上開く。

2 支部幹事会は、必要に応じ、会長が召集する。

(会費)

第10条 支部会費は以下のものをもってあてる。

- (1) 行事毎に徴収する参加費
- (2) 会員からの寄付金
- (3) 同窓会支部事業費
- (4) その他の雑収入

(会計年度)

第11条 本支部の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(事業報告、予算及び決算)

第12条 予算及び決算は、支部幹事会及び支部総会の承認を経なければならない。

2 本支部の事業、収支決算、及び会計監査の各結果は、支部総会に報告するものとする。

(支部規定の改正)

第13条 支部規定の改正は、支部幹事会の審議を経て、支部総会が決定する。

2 支部活動推進の中で、会則をやむを得ず変更するときは、本部の了解を得ながら、幹事会の議を経て、実行できるものとする。

附則 この会則は、平成 22 年 5 月 30 日から施行する。

富山大学理学部同窓会年会費集金に関する規則

令和元年 7 月 27 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要項は、富山大学理学部同窓会会則第 15 条第 5 項に基づき、年会費の集金に関し、必要な事項を定める。

(年会費の額と集金方法)

第 2 条 年会費は 2 千円とし、毎年集金する。

(年会費納入の特典)

第 3 条 25 年分の年会費 5 万円を一括納入する場合は、以後集金しないものとする。

2 累計 25 年分の年会費を納入した場合は、以後集金しないものとする。

(使用目的)

第 4 条 年会費は、主として理学部同窓会の会報の作成・編集・発行・発送に使用する他、4 年ごとの同窓会名簿の発行、毎年開催される理学部のサイエンス・フェスティバルの支援、同窓会支部活動支援、学位記授与式支援、理学部の教育・研究活動支援の他、理学部同窓会の目的を達成するための事業に使用するものとする。

(規則の改正)

第 5 条 本規則を改正しようとするときは、理事会の審議を経て、総会において決定するものとする。

附則

- 1 この規則は、令和元年 7 月 27 日から施行する。
- 2 富山大学理学部同窓会 10 年会費徴収に関する要綱（平成 28 年 5 月 26 日制定）は廃止する。
- 3 既に 10 年会費を納入した会員の年会費は、この規則施行後 3 年間集金を免除する。